

		固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
①課税標準額	土地	1,234,567	2,345,678
	家屋	2,469,134	2,469,134
	償却	3,456,789	
	合計	7,160,000	4,814,000
②算出税額		100,240	14,442
③軽減税額		8,642	0
④減免税額		4,321	926
⑤算出税額(単有分)		87,200	13,500
⑥共有分割税額		20,725	8,087
⑦算出税額(共有分割税額含)		107,925	21,587
⑧人的・強制減免税額		0	0
⑨差引税額		107,900	21,500
⑩年税額		129,400	
⑪既課税額		0	
⑫差引年税額		129,400	

⑬期 別	納 期 限	期別納付額 (円)
全期	平成29年 5月31日	129,400
第1期	平成29年 5月31日	33,400
第2期	平成29年 7月31日	32,000
第3期	平成29年10月2日	32,000
第4期	平成29年12月28日	32,000

No.	項目名	項目の説明
①	課税標準額	<p>固定資産税・都市計画税を算出するための根拠となる額です。所有する資産の区分ごと(土地、家屋、償却資産)の課税標準額とすべての資産の課税標準額の合計を記載しています。合計は1000円未満を切り捨てています。</p> <p>※ 分譲マンションの敷地(区分所有)のように、各所有者の持分や敷地権に応じて按分課税する資産については、課税標準額を計上せず、その資産全体の税額を按分し「⑥共有分割税額」として記載しています。</p> <p>※ 所有する資産の区分ごとの課税標準額が、土地:30万円、家屋:20万円、償却資産:150万円未満の場合、課税されません(免税点)。免税となった場合、区分ごとの課税標準額は記載していますが、合計には含まれていません。</p>
②	算出税額	「①課税標準額」の合計に税率(固定資産税:1.4%、都市計画税:0.3%)をかけた額を記載しています。
③	軽減税額	新築家屋軽減等により軽減される税額を記載しています。
④	減免税額	災害・公共用地等の理由により減免される税額を記載しています。
⑤	算出税額(単有分)	「②算出税額」から「③軽減税額」と「④減免税額」を差し引いた税額を記載しています。100円未満を切り捨てています。
⑥	共有分割税額	各所有者の持分や敷地権に応じて按分課税する資産について、その資産全体の税額を按分した額を記載しています。(例:分譲マンションの敷地部分)
⑦	算出税額(共有分割税額含)	「⑤算出税額」と「⑥共有分割税額」を合計した額を記載しています。
⑧	人的・強制減免税額	生活保護の適用による減免やその他の減免による減免税額を記載しています。
⑨	差引税額	「⑦算出税額(共有分割税額含)」から「⑧人的・強制減免税額」を差し引いた税額を記載しています。100円未満を切り捨てています。
⑩	年税額	固定資産税と都市計画税の「⑨差引税額」の合計を記載しています。
⑪	既課税額	過年度分の税額に変更があった場合に、変更前の課税額を記載しています。
⑫	差引年税額	「⑩年税額」から「⑪既課税額」を差し引いた税額を記載しています。
⑬	期別	全期をまとめたものと、期別ごとの納期限・納付額を記載しています。

# 固定資産税・都市計画税課税明細書

単位 (円)

連番	① 資産 区分	②所在地番 ③分離番号 ④区分番号	⑤家屋番号		⑫ 評 価 額			⑱ 軽 減 税 額	
			⑥登記地目／構造	⑨地積／床面積	⑬ 固定資産税課税標準額	⑯固定前年比準課税標準額	⑲ 固定資産税相当税額		
			⑦現況地目／種類	⑩ 建築年	⑭都市計画税課税標準額	⑰都市前年比準課税標準額	⑳ 都市計画税相当税額		
			⑧課税区分／屋根	⑪地上 地下	⑮適用				
1	土地	中桜塚3丁目 1-1 00	宅地	123.45	12,345,678	1,234,567	1,234,567	0	17,284
			宅地		1,234,567		0	0	0
			小規模住宅		2,345,678		2,345,678		7,037
2	土地	中桜塚3丁目 1-1 01	宅地	12.34	0	0	0	0	0
			公衆用道路		0		0		0
			非課税						0
3	土分	中桜塚3丁目 1-2 00 8001	宅地	12.34	740,736	123,456	123,456	0	1,728
			宅地		123,456		234,567		704
			小規模住宅		234,567		234,567		
4	土区	中桜塚3丁目 1-3 00 1001	宅地	123.45	12,345,678	1,234,567	1,234,567	0	17,284
			宅地		1,234,567		2,345,678		7,037
			小規模住宅		2,345,678		2,345,678		
5	家屋	中桜塚3丁目 1-1	未登記		1,234,567			8,642	
			木造	123.45	1,234,567			8,641	
			居宅	平成28年	1,234,567			3,704	
			瓦葺	2 0					
6	家屋	中桜塚3丁目 1-3 1001	1-3-101		1,234,567			0	
			鉄筋コン造	123.45	1,234,567			17,284	
			居宅	平成23年	1,234,567			3,704	
			陸屋根	10 1	軽減終了				
7	家分	中桜塚3丁目 1-2 9001 以下余白	1-2-201		123,456			0	
			鉄筋コン造	12.34	123,456			1,728	
			車庫	平成 元年	123,456			370	
			スレート	2 0					

No.	項目名	項目の説明
①	資産区分	土地:単有・一般共有の土地 家屋:単有・一般共有の家屋 土分:持分に応じて按分課税された土地 家分:持分に応じて按分課税された家屋 土区:マンション等の敷地権に応じて按分課税された土地
②	所在地番	資産の所在地番を記載しています。
③	分離番号	一筆の土地で住宅用地と非住宅用地で分離して評価するような資産の場合、分離評価している明細ごとの連番を記載しています。
④	区分番号	持分に応じて按分課税する資産及び敷地権に応じて按分課税する資産の中で、個々の構成員を区分する番号を記載しています。マンション等の場合、土区と家屋の区分番号が同じものが敷地権で対応している物件であることを示しています。
⑤	家屋番号	家屋番号を記載しています。未登記家屋の場合は「未登記」と記載しています。
⑥	登記地目／構造	土地の場合は登記地目(宅地、田、公衆用道路等)、家屋の場合は構造(木造、鉄筋コン造、鉄骨造等)を記載しています。
⑦	現況地目／種類	土地の場合は現況地目(宅地、田、公衆用道路等)、家屋の場合は種類(居宅、共同住宅、車庫等)を記載しています。
⑧	課税区分／屋根	土地の場合は課税区分(小規模住宅用地、非課税、非住宅用地等)、家屋の場合は屋根(陸屋根、瓦葺、スレート葺等)を記載しています。
⑨※	地積／床面積	土地の場合は地積、家屋の場合は床面積を記載しています。
⑩	建築年	家屋の場合は建築年を記載しています。土地の場合は空白となります。
⑪	地上 地下	家屋の場合は階層(地上、地下)を記載しています。土地の場合は空白となります。
⑫※	評価額	その資産の評価額を記載しています。
⑬※	固定資産税課税標準額	固定資産税の課税標準額を記載しています。
⑭※	都市計画税課税標準額	都市計画税の課税標準額を記載しています。
⑮	摘要	家屋の場合は新築軽減が前年に終了したものは「軽減終了」と記載しています。土地の場合は空白となります。
⑯※	固定前年比準課税標準額	土地の場合は前年の固定資産税の課税標準額を記載しています。家屋の場合は空白となります。
⑰※	都市前年比準課税標準額	土地の場合は前年の都市計画税の課税標準額を記載しています。家屋の場合は空白となります。
⑱※	軽減税額	新築軽減等による軽減税額を記載しています。
⑲※	固定資産税相当税額	その資産の固定資産税相当額を記載しています。⑬固定資産税課税標準額に税率1.4%をかけ、⑱軽減税額を差し引いた額を記載しています。
⑳※	都市計画税相当税額	その資産の都市計画税相当額を記載しています。⑭都市計画税課税標準額に税率0.3%をかけた額を記載しています。

※ 資産区分が土分・土区・家分の場合、資産全体の値(地積/面積、評価額、課税標準額)を持分・敷地権で按分した値を記載しており、その課税標準額から相当税額を算出しています。

注意1	課税明細書の相当税額(⑲、⑳)と納税通知書の税額との差について 課税明細書では、資産ごとの課税標準額から端数処理を行わずに相当税額を算出しています。また、持分・敷地権に応じて按分課税する資産(土分・土区・家分)については、その資産全体の課税標準額を持分・敷地権で按分した課税標準額から相当税額を算出しています。 実際に納税していただく納税通知書の税額は、所有する資産の課税標準額を合計し、端数処理をしたうえで税額を決定しています。また、持分・敷地権に応じて按分課税する資産(土分・土区・家分)については、その資産全体の税額を持分・敷地権で按分し、共有分割税額としています。 このように相当税額と実際の税額とは端数処理・計算方法が異なるため、資産ごとの相当税額を合計しても実際の税額とは一致しません。
注意2	持分・敷地権で按分課税する資産の課税標準額について 納税通知書では持分・敷地権で按分課税する資産について課税標準額は計上されず共有分割税額のみ記載していますが、課税明細書では参考値として課税標準額等を持分・敷地権で按分した値を記載しています。

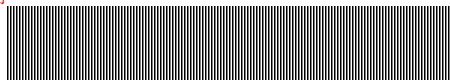
# 大阪府豊中市 納付書兼領収済通知書

## 固定資産税・都市計画税

口座番号	00990-0-960164	加入者名	豊中市会計管理者	合計納付額	2	129,400 円	
収納機関番号	27203	納付番号	1234-12345678	確認番号	123456	納付区分	123
1	平成29年度	(平成29年度分)	全期	納期限	3	平成29年 5月31日	

12 678901234567890123456789012345678901234

12345678901234567890123456789012345678901234

納付税額	129,400 円	延滞金額	円
4	納税者	住所等非表示払込書	12345678-1234567890
	豊中 未来 様		
CVS収納用	5		
			

領収日付印
取りまとめ金融機関
豊中市公金取扱金融機関
本店又は取りまとめ店

# 大阪府豊中市

## 原符兼払込金受領証

口座番号	00990-0-960164
加入者名	豊中市会計管理者

1 固定資産税・都市計画税  
平成29年度 (平成29年度分) 全期

納付番号	1234-12345678		
確認番号	123456	納付区分	123
納付税額	129,400 円		
延滞金額	円		
2	合計納付額	129,400 円	
3	納期限	平成29年 5月31日	
4	納税者	住居等非表示払込書12345678-1234567890 豊中 未来 様	

主管課名	領収日付印

# 大阪府豊中市

## 領収証書

口座番号	00990-0-96014
加入者名	豊中市会計管理者

1	固定資産税 都市計画税 H29年度 H29年度分 全期 1234567890
納付税額	129,400 円
延滞金額	円
2	合計納付額 129,400 円
3	納期限 平成29年 5月31日
4	豊中 未来 様
お問い合わせ番号	12345-6789

領収日付



No.	項目名	項目の説明
1	年度・期別	この納付書でお支払いが可能な固定資産税・都市計画税の年度と期別を記載しています。全期分をまとめてお支払いいただく場合は「全期」のものを、期別にお支払いいただく場合は「第〇期」のものをご使用ください。
2	納付額	納付額を記載しています。
3	納期限	納期限を記載しています。
4	納税義務者名	納税義務者名を記載しています。
5	バーコード	コンビニエンスストア及びモバイルレジでのお支払いは、納付書1枚につき30万円以下で、バーコードが印字されている納付書に限りご利用いただけます。
A	左側部分	お支払い時に回収され、豊中市へ送付される部分です。
B	中央部分	お支払い時に回収され、金融機関等で控えとして保管される部分です。
C	右側部分	お支払い時に納税者の控え・領収書となる部分です。